令和5年度 岐阜県教科用図書選定審議会 第1回会議録

日時:令和5年4月24日(月)午後1時30分~午後3時30分

場所:岐阜県総合教育センター

1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会委員の辞令書を交付する。
- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席により 審議会の成立を確認する。

2 県教育委員会教育長挨拶

- ・ 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、今年度の岐阜県教科用 図書選定審議会委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。
- ・ やわらかい話からしますが、朝、私の住まいの近くを通る子どもたちの姿を見るにつけ、子どもた ちが学校で元気よく学べるということは大事だなということを毎朝実感しているところです。
- ・ 教科書については、私たちの頃に比べれば、ずっとカラフルで見やすく、本当に変わったなあとい うのが、当然のことながら実感できるところです。
- ・ 私のように高校で勤めてきた者からすれば、小学校や中学校の教科書を見る機会がないので、こう した機会に見ますと、改めてそういうことを思うわけですが、やはり一番大事なのは、何よりも子ど もたちにとって、分かりやすくて、学びやすくて、そしてそこで教える先生方が扱いやすい教科書を と願いますし、当然、検定済み教科書ですから国の方で審査を受けてはいるものの、やはり岐阜県で 学ぶ子どもたちにとってどのようなものがよいのか、選ぶことは大事だなと、常日頃思っているとこ ろです。
- ・ さて、ちょっと残念な話をしたいと思いますが、当然御存じのことと思いますが、他の府県においてですが、特定の教科書発行者が採択関係者と不適切な関係にあったということが報道されております。併せて、これも言いにくいことですが、たまたまその業者の教科書を岐阜県が採択しているということもありますので、おそらくこの件については、色々な面で、世間の目は厳しいというか、ちゃんと見られているということを、私たちとしては意識しなければいけないと思います。
- ・ さらに、これも御存じのように、小学校が採択替えの年度に当たります。そうした面でも、今年度、皆様方にお務めいただくことについては、非常に慎重にやっていただく必要があると思っております。
- ・ 本当に荷が重いことをお受けいただいているわけですが、皆様方には、今までの御経験の中から忌 憚のない様々な意見を頂戴し、最後には、子どもたちのためになるという形にしていただけたらと思 うところです。
- お世話になりますが、よろしくお願いします。

3 岐阜県教科用図書選定審議会委員の紹介

- 委員は、「岐阜県教科用図書選定審議会委員定数条例」による20名の方々である。
- 委員の構成については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条 第1項の規定により、次の方々にお願いした。
 - 義務教育諸学校の校長及び教員
 - 県教育委員会及び市町村教育委員会の職員等
 - · 学識経験者

4 選定審議会の任務、採択事務、日程、議事内容等についての説明

- 選定審議会の任務等の説明
 - ・ 性 格: 県教育委員会の諮問機関(定数20名、設置期間 令和4年8月31日まで)
 - ・ 任 務: 教科書を採択する市町村教育委員会に対して、県教育委員会として適切に指導、助言又は援助をする際、あらかじめ意見を聴くため、法的に定められた県教育委員会の諮問機関であり、次の所掌事務に関して調査・審議し、必要に応じて建議する。
 - ・ 所掌事務: 採択基準の審議・答申、採択資料の作成等
 - ・ 情報公開: 県情報公開条例第6条第5号の審議・検討事項に該当し、原則として採択期限である8月31日まで公正確保上、非公開の対象である。それ以降、又は全ての市町村 教育委員会の採択終了後は、採択結果や審議会委員の氏名、会議録等をホームページ で公開する。

○ 採択事務・日程等の説明

- ・ 法令により、教科書の採択に係る権限は、市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書については、市町村教育委員会にあると定められている。また、採択に当たっては、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を一つの採択地区として設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされている。
- ・ 法令により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、前年度の8月31日までに 行う。

○ 議事内容の説明

- 審議事項
 - (1) 県教育委員会諮問事項:令和6年度使用小・中学校(特別支援学校の小・中学部を含む)用 教科用図書の採択基準(案)について
 - (2) 専門調査員の委嘱(案)及び専門調査員会の日程(案)について
 - (3) 令和6年度使用小学校用教科用図書の調査研究資料(案)について
- その他の事項
 - (1) 教科書採択における公正確保の徹底について
 - (2) 令和5年度教科書センターについて
 - (3) 令和5年度使用教科書について

5 令和5年度選定審議会の会長、副会長の決定

- 会長、副会長の選出
 - ・ 会長に、別府 哲 委員。副会長に、長屋 メイ子 委員。
 - ※ 出席した16名全員が同意。

6 議事

(1)審議事項

① 県教育委員会諮問事項

令和6年度使用小・中学校(特別支援学校の小・中学部を含む)用教科用図書の採択基準(案) について

【事務局から説明】

・ 本編資料の5ページに採択基準の案を示させていただいております。まず項目の1に、基本方針を 6点示しました。

- ・ 1点目に、関係法令の規定に基づいて実施すること。
- ・ 2点目に、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう、特に留意 するなど、公正を確保し、採択が適正に行われるようにすること。
- ・ 3点目に、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択すること。この点につきましては、具体的に、学習指導要領を踏まえることや、採択権者の教育指導の方針や児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること、さらに、障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであること、を示しています。
- 4点目に、教科書の内容や構成上の工夫等について、各教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行うこと。
- ・ 5点目に、採択地区協議会等において十分な審議を行うこと。
- ・ 6点目に、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという観点から、教科書採択に関する情報を 積極的に公表すること、という内容になっております。
- ・ 以下、項目の2、3につきましては、採択に当たっての留意事項ですとか共同採択地区に係る留意事項を述べております。
- ・ 項目2の(1)を御覧ください。今年度は、小学校において、全ての教科書について新たに採択を行う年度となっております。その際、令和6年度使用の教科書目録に登載されているもののうちから採択することになります。
- ・ 項目2の(2)を御覧ください。中学校用教科書については、令和4年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。無償措置法の施行規則第6条に、この原則の例外規定が5項目ございます。例えば、新しく文科省の検定に合格した教科書が加わった場合、あるいは、採択した教科書が発行されなくなった場合、または、発行者や採択に関わった者による不公正な行為が認められた場合等が示されておりますけれども、現在のところ岐阜県の各採択地区においては、いずれの項目にも該当しませんので、この原則どおり、昨年度と同一の教科書を採択することになります。
- ・ 冒頭、教育長が申し述べておりました他の府県で起こった出来事でございますけれども、あちらはこの例外規定に該当して、同一の教科書を採択する期間ではありますが、新たに調査研究を行った上で採択替えを行ったという状況です。岐阜県においては、該当するものはございません。
- ・ 項目2の(3)を御覧ください。特別支援学校の小学部において、全ての教科書について新たに採択 を行う年度となっております。その際、令和6年度使用の教科書目録に登載されているもののうちから 採択することになります。
- ・ 項目2の(4)を御覧ください。特別支援学校の中学部用教科書につきましては、令和4年度と同一 の教科書を採択しなければならないこととなっております。
- ・ 続いて、項目2の(5)を御覧ください。特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、 学校教育法附則第9条第1項により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科書を採択できま すが、その調査研究に当たっては、県の教育委員会が作成する「一般図書選定資料」を十分に活用し、 教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること、としています。こちらの「一般 図書選定資料」につきましては、第3回のこの会でお示しする予定でございます。
- ・ 次のページにある項目3については、例年通りでございますけれども、共同採択地区協議会の設置・ 運営及び協議に係る留意事項について示しております。時間の都合もございますので、説明について は、省略をさせていただきます。
- ・ 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 会 長:はい。御提案をありがとうございました。それでは今、御説明いただいた御提案につきまして、 御意見等々をいただきたいと思います。この部分をもう少し詳しくなど御質問でも結構かと思 いますが、いかがでしょうか。
- 委 員:この採択基準について、これまでと今年度とを比べて変えたところとか変更したところがあったら教えていただけたらと思います。
- 会 長:ありがとうございます。事務局からお願いいたします。
- 事務局:お答えします。今の御質問の「変えたところ」につきましては、具体的に項目2の「採択にあた

っての留意事項」については、全面的に変えております。

昨年度は、採択替えのない年度でしたので、法令によって基本的には同一の教科書を採択すると 決まっておりましたが、本年度は、小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部が 採択替えの年度になりましたので、ここの書きぶりを変えております。項目1の基本方針につき ましては、(1)から(6)まで、基本的には変えておりません。これら(1)から(6)まで は、採択替えのない年度も採択替えのある年度も同様に重要なこと6点を示しておりますので、 基本方針ということもありまして、あえてと言いますか、変える必要がないと判断しておりまし て、そのままにしております。以上です。

- 委 員:項目2について、採択替えの時と採択替えがない時と違うとのことですが、4年前の小学校採択 替えの時と比べて変わったところはありますか。
- 事務局:お答えします。4年前の小学校採択の時は、小学校用教科書と特別支援学校の小学部用図書を一緒にして記述しておりました。また、中学校用図書と特別支援学校の中学部用図書及び教科書を一緒にして表記しておりました。ですから、今回の採択基準(案)でいう(1)と(3)をひとまとまり、(2)と(4)をひとまとまりで書いておりました。ただ、今年度文科省から発出された通知によりまして、この通知では2つに分かれておりましたので、それに倣い、県としましても小学校用教科書と特別支援学校の小学部用の記述を分けて示させていただきました。内容については、変更はありませんでした。
- 事務局:今申し上げました文科省の通知につきましては、別添資料の28ページからございます。こちらを踏まえまして、県の採択基準を作成しております。今、担当者が申し上げましたように、昨年度起こったことを踏まえて、非常に具体例が増えたり、項目が細かくなったりとかいう変化がございました。ただ、本質的な部分につきましては大きな変更がなかったため、県の方針を大きく変更しないということになりました。
- 会 長:ありがとうございます。非常に大事な点だったと思います。委員、よろしいでしょうか。本質的 なところは変わっていないが通知に合わせていくつか変更点があったというご説明だったと思 います。
- 委 員:特別支援学校小学部の教科書について、採択替えすることができるということ、その際「特別支援学校用教科書目録」に登載されている小学部用の教科書のうちから採択すること、と文言がございます。当然のことながら、小学部においても附則第9条本を採択することができると思いますが、下の中学部のところには、一般図書選定資料のことが説明されているが、小学部のところはこの文言だけだと、教科書目録に示してあるものしか採択できないようなニュアンスを感じてしまうが、いかがでしょうか。
- 事務局:御指摘の通り、特別支援学校小学部の教科書についても附則第9条本を採択して使うことができます。委員御指摘の通り誤解が生じる可能性がありますので、ここを誤解が生じないように、中学部の方に合わせて修正させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 委 員:ありがとうございます。よろしくお願いします。
- 会 長:ありがとうございました。採択基準ですので、できる限り誤解がないような表記に。ということ で、その方向でお願いします。
- 委員:先ほど、基本的には変わっていないということでしたけれども、4年前と比べまして、特に英語では完全にデジタル教科書が使われており、算数・数学についても半分はデジタル教科書が使われているということで、そこの部分については、今回何か留意する必要があるかと思いますけれども、どのように示されるのでしょうか。
- 事務局:その点につきましては、英語のデジタル教科書が無償給与される運びにあるとの報道がなされ、 文科省からの通知でもその点が記載されておりますので、県の選定審議会で作成する調査研究 資料においては、英語科のみデジタル教科書に関する調査を行おうと予定しております。
- 会 長:調査研究資料において配慮した記述、あるいは調査を行うということで、よろしいでしょうか。 その他、御意見等はございませんか。それでは、1点、特別支援学校の小学部の説明について、 誤解を招かないようにという御趣旨で御質問いただき、事務局からもそのような点を踏まえた

修正ということですが、内容の修正というよりかは文言の修正ですので、基本的にこの諮問事項である採択基準案については、今の表現の修正は踏まえた上で、この採択基準案についてこれで異論がないということでお諮りをしたいと思いますがよろしいでしょうか。文言の修正は一部含みますが、それを踏まえた上で採択基準案について異論のない方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

ありがとうございます。

(休憩)

事務局: 先ほど委員から御指摘いただいた件につきまして、休憩の時間を使って検討させていただきました。お手元の資料5ページを御覧ください。

採択基準の案のページですが、項目2の留意事項の(3)に小学部の教科書について書いてあります。(4)に中学部用の教科書について書いてあります。(4)の途中から、「ただし、下記(5)のとおり学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができること」という但し書きがあります。小学部の児童についても同じことが言えますので、つまり附則9条本を採択することができますので、誤解のないように、今申し上げた「ただし」から「できること」までの3行をそのまま、(3)の文末にも付け加えたいと思います。これによって(3)にも(4)と同様の但し書きができましたので、小学部の採択に当たっても下記の(5)の附則9条本のことについて読んでいただける、と考えます。こちらの採択基準を修正案として提案させていただきます。

会 長:先ほど委員から御指摘いただいた点の修正としまして、(4)の最初の行の最後にある「ただし下記(5)のとおり…から、できること」までの部分を(4)に残したままで、(3)の一番最後の続きに同じ三行を付け加えるということです。それによって(3)でも下記(5)の附則9条本についても触れられるということですので、より誤解なきように、そのような修正をしたいということですが、いかがでしょうか。

委 員:結構です。

会 長:文言の修正についてよろしいでしょうか。それでは、この文言の修正をした採択基準案を県教育委員会に答申することとさせていただきます。

② 審議事項

専門調査員の委嘱(案)及び専門調査員会の日程(案)について

【事務局から説明】

- ・ 2点目の審議事項である専門調査員の委嘱(案)及び調査員会の日程(案)について説明します。 本編資料の8ページを御覧ください。
- ・ 全13種目ごとに横に見ていただきますが、3人~4人で1つの種目を担当していただきます。 専門調査員1については、教頭先生を、専門調査員2、3については教諭を、そして専門調査員4につ いては、各教育事務所の指導主事を推薦しております。
- ・ 文科省の通知によれば、英語については、学習者用デジタル教科書の調査研究結果も採択の理由にすることができるとのことですので、表の下から2行目のように、英語のデジタル教科書を調査するために教育事務所の指導主事を1名増やしております。
- ・ なお、これら委員の推薦にあたっては、種目ごとに各教育事務所から推薦いただき、地域バランス、 男女バランスを考慮して選出しています。
- ・ 続きまして、専門調査員会の日程について、御説明申し上げます。 9 ページを御覧ください。
- ・ 5月2日(火)に第1回専門調査員会を開催いたします。ここでは、調査研究の進め方や調査項目ご との調査の方法を具体的にします。
- ・ 5月12日(金)に第2回専門調査員会を開催いたします。ここでは、調査研究した内容を交流し、 調査結果をまとめていきます。
- ・ こうしてまとめた調査結果については、県教育委員会において審査した上で、第2回、第3回のこの

選定審議会において報告する運びとなります。以上で説明を終わります。

会 長:ただ今の御提案に対して、御意見、御質問はありませんか。

委 員:専門調査員の所属学校を見ると、○○市立○○小学校から3名の方が推薦されていますが、同じ日に行われる会議であれば、3名の職員が一度に不在になってしまうのは、学校にいる身としてはちょっと心配だと感じます。仕方ないことであればいいのですが、感じたことをお伝えさせていただきました。

事務局: 御意見は、ごもっともです。こちらについては、各教科のスペシャリストの方々にお願いするという立場から、ぜひこの方々にお願いしたいのですが、来年度以降は、こういったことに十分配慮しながら、候補者リストを作成させていただきたいと思います。今年度については、例えば該当の○○小学校が3名不在でお困りであれば、調査研究日の2回目の日にちをずらして実施するなどして、配慮していきたいと考えております。来年度以降、特定校に候補者が重ならないようにします。

会 長:御指摘の点はごもっともです。日程の調整、そして来年度からは、同一校からの推薦への配慮を お願いしたいと思います。

委 員:英語のデジタル教科書について、これは、英語の専門調査員の手で行われるということでよろし いでしょうか。

事務局:御指摘の通り、英語の専門調査委員で行うということです。

会 長:英語デジタルは、○○教育事務所の○○指導主事を含めて英語全体でという理解でよろしいで しょうか。

事務局:英語デジタルは、○○指導主事一人にお任せするということではなく、英語の専門調査員全体で 行うということです。

③ 審議事項

令和6年度使用小学校用教科用図書の調査研究資料(案)について

【事務局から説明】

- ・ 選定審議会本編資料の11ページをご覧ください。御覧いただいている資料が、小学校用教科書の 「調査研究資料」(案)です。ここにある「調査項目」と「着眼点」は、専門調査員が教科書見本を調 査研究する際の観点です。
- ・ 調査の項目として、「1 学習指導要領」「2 岐阜県教育振興基本計画」「3 印刷・製本等」の3つの項目を設定しております。
- ・ 各項目の「着眼点」を御覧ください。
- ・ 項目1の「学習指導要領」では、
 - (1)「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育成できるか。
 - (2) 各教科等及び学年相互間の関連や系統性、発展性についてはどうか。
 - (3) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながるものであるか。

という3つの着眼点から調査します。

- 項目2の「岐阜県教育振興基本計画」では、
 - (1)「ふるさと教育」の推進、(2) I C T を活用した学習活動、(3)多様な学びの支援、という3つの着眼点から調査します。
- ・ 項目1と2の各着眼点に対する「調査の方法」についてですが、いずれも、「どのような学習内容や 学習活動が取り上げられているか、その程度や分量はどうか」、また、「どのような構成・配列上の特徴 があるか」といった視点で調査をします。
- ・ また、項目3については、教科書の重量やユニバーサルデザインなど、児童が教科書を活用する際の

使いやすさや見やすさ等について調査します。

- ・ なお、ここに示された「調査の方法」を基にして、各教科において具体的な調査方法を設定して調査 をします。また、調査内容をまとめる際には、県教育委員会の恣意性に対する疑念を排除するために、 基本的に数値や事実のみを示させていただきます。このことにより、研究としての客観性を、より一層 高めたいと考えております。
- ・ 以上で、調査研究資料(案)の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長:ただ今の御提案に対して、御意見、御質問はありませんか。

委員:先ほど出ていたデジタル教科書に関わりますが、11ページの資料で言うと、デジタル教科書の特徴を表すような項目は2-(2)だけで出てくるのでしょうか、それとも全体の中で少しずつ 匂わせる表記になってくるのでしょうか。

事務局:御指摘のとおり、英語のデジタル教科書の特徴については、「2-(2) ICTを活用した学習 活動の充実」というところに位置付けて、調査研究を行おうと考えています。なお、2-(2) においては、全種目において、二次元コードの分量も調査していこうと考えています。

会 長: 先ほどから議論になっているデジタル教科書については、2-(2)を中心にということで、御 説明いただきました。今の件に関してでも結構です。他の件でも結構ですが、御質問・御意見を いただけたらと思います。

委員:着眼点による軽重と言うか、ここの部分はウェイトを置く、あるいは、ここは若干軽めに見るということが、果たしてあるのかないのかということが1点目。2点目としては、2-(1)の「ふるさとへの誇りと愛着を育む」という着眼点に対して、なかなか教科によっては調査の方法が厳しいと思われるが、具体的にはどういったことをイメージしているのか教えてください。

事務局:軽重につきましては、85ページの例にもありますように、各項目で内容を設定して個数を数えたり、ページ数を拾ったりというような形で、特に軽重は付けずに各項目について調べるということを基本的に考えておりますが、今、委員の御指摘にありましたように、その教科になじまないような項目もあります。例えば「ふるさと」の部分が難しいという教科があった場合には、そこの項目は省略させていただきます。項目の数が若干減るということが考えられますが、減らした項目のところに無理やり別の何かを当てはめるということはしないで、その他の項目の行数を増やすなど、各教科に応じて整えさせていただくというように考えております。

会 長:いかがでしょうか。

委 員:結構です。

会 長:ありがとうございます。軽重は付けませんが、教科によっては触れられるもの、触れにくいもの は当然ありますので、そのあたりのことは前提としてというお話だったかと思います。 今の点に関してでも、他でも結構です。御質問でもよろしいので、ぜひいただければ。

委 員:「2-(3)多様な学びを支援する教育の充実」のイメージを具体的に教えていただいてよろしいでしょうか。

事務局:ここのイメージについてですが、これも教科ごとに色が違ってまいりますが、例えば、特別な配慮を要する子に対する配慮がどれぐらいなされているかとか、補充問題等がどれぐらい充実しているかというような視点で、各教科、違いはございますが、調べていくことを考えております。これらの視点については、資料の表の一番右の箱にある、「調査項目、着眼点の根拠」という欄に示しました。「2-(3)多様な学びを支援する教育の充実」については、第3次教育ビジョンにある「2-⑦特別支援教育の推進」「2-⑧学びのセーフティネットの構築等」「2-⑨多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の推進」「2-⑩いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底」という視点につながるよう、調査研究してまいります。

会 長:御意見があれば、お願いします。

委員:外国人児童生徒等への教育の推進ということは進められていると認識しておりますが、この「多様な学びを支援する教育の充実」の中に、今、事務局の方がおっしゃられたことを含めて入っているということなんですけれども、教科書ということを考えた時に、それをどれぐらいのウェイトを占めることを想定すればよいのかなということです。例えば、○○市で言うと、ある学校は4分の1が外国に由来するお子さんが通常の学級で学んでいるという実態がありますので、

そのあたりは地域性があるのかなと思いますが、質問させていただきました。以上です。

会 長:とても重要な点ですし、地域によって現状も多様ですね。先ほど言われた「それぞれの内容を教科によって扱えるものと扱いにくいものがあるという前提で、そういうような特徴を調べられる教科においては調査していく、ということかなと理解しております。非常に大切な点の御指摘、ありがとうございました。その他に、何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、これまでいただいた御意見、いずれも大事な点でありますので、それをしっかり参考に、明晰な調査研究をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(2) その他の事項

(1)教科書採択における公正確保の徹底について

【事務局から説明】

- ・ 教科書採択における県教育委員会の基本的立場として、市町村教育委員会によって、公正を確保する こと等、適正に採択が実施されるよう指導・助言・援助に努めてまいります。
- ・ これまでの岐阜県の課題や対応について、4点説明します。
- ・ 一点目は、県教育委員会が、市町村教育委員会に対して、恣意的な働きかけをしているのではないか という疑念を持たれないようにいたします。そのための、客観的事実に基づく調査研究資料を作成して 配布し、公正・公平な調査が行われるよう、各採択地区協議会に助言いたします。
- 二点目は、前例主義、横並び主義になっているのではないかという指摘についてです。つまり、県内の7つの採択地区において、多くの種目で同一の発行者の教科書が採択されている状況について疑念を持たれることがないよう、各採択地区協議会及び調査研究委員会における活発な議論の促進や、法定展示会における意見書の集約と活用について、さらに、指導・助言・援助をしてまいります。
- ・ 三点目は静ひつな採択環境を確保し、開かれた採択を推進します。市町村教育委員会における議事録 等の公表について、平成30年以降、採択替えの年度には全市町村でホームページで公開されています ので、今後も継続して公開していただけますよう、引き続き助言してまいります。
- ・ 四点目は、公正性・透明性が確保されるよう万全を期します。
- ・ 同じく公正性・透明性確保の観点から、先ほどお認めいただいた採択基準にも、「採択権者が積極的な公表に努める」旨を改めて示しています。採択に係る教育委員会の議事録については、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新たに作成・公表の努力義務が課せられています。
- ・ 県教育委員会としては、開かれた教科書採択がさらに一層推進されるよう、この表にあるような対象 文書について、積極的に公表していただけるよう、教育事務所を通じて、今後も指導・助言、援助を行ってまいりたいと考えております。

委 員:今後の課題と対応(2)前例主義、横並び主義の中に、「各採択地区における実態の把握と活発 な議論」とあるが、実態とは、何のことか。

事務局:実態とは、採択までの過程がどのようになされているかということです。私たちがこの実態を把握するには、原則としては、その情報が公開される9月1日まで、私共がその情報は知ることはありません。ですから実態把握ができるのは、それ以降になります。しかし県教委としましては、採択における大切なこと、心がけること、法令に定められていることを、前もって採択地区協議会の事務局の市町村教育委員会に対して、実際には昨年度12月と今年度4月の2回、会議をもちまして、助言し、情報提供してまいりました。その際には、調査研究を客観的かつ十分な時間をかけて行い、以前の教科書と結果的に同じものを採択することはもちろん何の問題もないのですが、それが今回の調査研究に基づいた結果として同じ教科書を採択するという、そのプロセスを確実に行っていただくということを、確認しています。

事務局:また、県としては、前回の採択替えの時に、各採択地区が何回会議を持たれたのか、あるいは その協議会における議論に費やした時間、会の設定時間等、これを各採択地区から情報提供い ただいて各地区の実態、やり方、仕方を把握した上で、更なる改善をということで、「日数を増 やすことは可能ですか」、「議論の時間を増やすことは可能でしょうか」というような助言をしつつ、十分に議論を尽くしているといえる環境を整えていただいております。実際に、各採択地区におかれては、前回よりもさらに御努力いただきまして、調査研究期間の延長、協議会の日数や時間の増大を果たしていただいているところです。

委 員:採択の過程が適切かどうかという実態の把握ということでしたら理解できるのですが、それが 時間、回数を増やせばよいということではないので、少し留意していただきたいと思います。こ の文書を見ると、横並び主義となっていないかという実態の把握のように捉えてしまうので、そ こは具体的に示した方がよいと思いますし、また逆に、横並び主義ということに関しまして、使 い慣れた教科書であるとか、先生方が実際に本当に使いやすいということが大事なので、逆に横 並びになることに対してのプレッシャーがあってもいけないと思いますので、いかに適切かを 慎重に見ていただきたいと思います。

事務局: 御意見ありがとうございます。今、委員がおっしゃられた通りで、私どもとしては、議事録等を見ながら各地区が、本当に子どもたちのために教科書を選んでいるかということを読み取っていきたいと思っております。また、言うまでもなく、採択の結果、同じ発行者になる場合もあり得ると思っていますし、岐阜県という地域柄、岐阜県の特性を生かした時に、教科書会社、発行者が7地区全て同じになる場合もあり得ると思っております。そこに問題点があると思っておらず、結果を見るのではなく、過程、議論の過程を伺わせていただき、実態を把握していくと捉えていきたいと思っております。

会 長:活発な議論という記載がございますので、活発な議論をした上で、結果はまた別ですが、そのあ たりをしっかりと、という御主旨かと思います。

委 員:今、事務局から心強いお話があったので、私たちも採択に真摯にきちんと向かえるなと思ってお りますが、結局は子どものために一番よい教科書を選んでいこうと思います。平成27年、あの 時、たくさんの一生懸命授業をやられる方、教科研究やられる方が苦しみました。それ以降ずっ といろんなところで気を付けているはずなのですが、全国的に見れば同じようなことが続いて います。私たちは採択権者として、責任や服務監督権を持っていますから、市町村の教職員を指 導していこうと思っていますが、かつてあの時に、学校支援課として、DVDか何かを作りまし たよね。それらも活用し、改めて市町村教委は市町村教委できちっとやりますので、教育事務所 あるいは県教委としても強力に御指導いただいて、先生方が傷つかないように御指導をしてい ただけるとありがたいと思います。感想みたいな話になりますが、前例主義、横並び主義につい てですが、先ほどの委員さんもおっしゃられましたが、県内で現在使用している教科書一覧表を 見ると、小学校も中学校も同じ発行者の教科書を使っている地区があり、それは単に同じ発行者 の教科書ってことではなく、その教科書がそれぞれの児童生徒にとって、また、その地区として 子どもを指導するのに一番ふさわしいものであると捉え、結果的にきちっと、公正、公平に選ん だらそうなったと考えていけばいいと思っているわけです。私も先ほどの委員さんもそうです が、義務教育学校で4・3・2のシステムを持っていると、小学校、中学校の6・3制とは違っ て、6年生と7年生の使っている教科書が違うことになると、学校としてどうなのかという視点 で一つ考えてみる必要があると思います。各市町村も小中一貫教育を推進していますね。そうい う事を考えると、四角四面に小学校、中学校というだけでなく、子どもたちに最もどの教科書が ふさわしいのかをきちっと選定していかないといけないと思っています。これはお願いみたい な話ですが、ぜひよろしくお願いします。それからもう1点、今回は中学校の採択替えはないで すが、○○市は、市立高校をもっているので、高校の情報の先生が、高校の情報の教科書採択を やっています。定例教委で御意見を伺うと、検定前から編集したものが、検定が終わって、採択 の年まで3年もある。3年もたったら、情報の教科書は使い物にならないと言われます。今だっ てそうです。ChatGPTの話が教科書に入っているかどうか、今年度検定で来年度採択して いく中学校教科書に。そういうことだと思います。きちっと時代に合った教科書採択の制度、検 定の制度を考えていかないといけない。おそらく次の中学校の技術科の教科書でも微妙なとこ ろであると思います。今の検定のイメージでいうと、GPTの文言が入っている教科書は1者も ないのではないかと思います。これは県で考えることではないですが、採択の制度そのもの、あ るいはデジタル教科書を使うことに変わっていくかもしれませんが、そういう視点から考えて

いかないとと思います。市町村が形式的な採択に終わってしまわなければよいと思っています。

会 長:いずれも貴重な意見だと思いますが、事務局から何かありますか

事務局:承りました。過去の資料をもう一度確認するとともに、教職員への研修の継続的な実施については、先ほども申しましたように、これまで2回、既に研修を行っています。今後も続けていき、先生方がお困りになられないように、適切に通知も出していきたいと思っております。小・中学校の話につきましては、その通りだと思っております。義務教育学校も年々増加しているところです。そういった時に、採択地区が困らないように、こちらとしても、そういう視点も持ちながら、選定審議会が進められるように、改善を図ってまいりたいと思っております。

会 長:義務教育学校の接続の問題や、教科の内容が3年で大きく変わるなど、その点については、この 範疇を越えるかと思いますが、大事な論点として残していきたいと思います。貴重な御意見あり がとうございました。今の点に関わって、それ以外でも、御質問、御意見ありましたらお願いし ます。それでは貴重な御意見ありがとうございました。事務局では、今の意見を参考に進めてい ただきたいと思います。

(2) 令和5年度教科書センターについて 及び (3) 令和5年度使用教科書について

【事務局から説明】

- ・ 県内の教科書センター及び分館は、県全体としては、43か所あります。全ての市又は郡に1つはセンター又は分館がある、という状況です。それぞれの教科書センター及び分館においては、法定展示の期間を設け、県民の皆様に公開するよう努めております。
- ・ 法定展示の期間については、6月14日(水)からの14日間を予定しておりますが、この期間以外でも県民の皆様に公開するよう努めております。また、市町村教育委員会、教育事務所等の協力・連携のもと、岐阜県図書館など土日・祝日にも閲覧していただける会場もございます。
- ・ 最後に、別冊資料の76ページを御覧ください。これは今年度(令和5年度)に使用されている教科 書の一覧です。会場の中央に、実物が並べてあります。本日は、会の開始前から各自手に取って御覧い ただきましてありがとうございます。
- ・ 先ほど説明いたしましたとおり、中学校については、令和6年度も、この一覧表にある教科用図書を 採択していく運びとなっております。小学校については、今年度の採択替えによって、この表とは異な る発行者の教科書が採択されることもあります。
- ・ 今年度の採択替えの候補となる新しい小学校用教科書については、次回のこの選定審議会の際に、中央に展示しまして、皆様方にそちらも実際に手に取って御覧いただく予定です。

7 閉会

【事務局から挨拶】

- ・ 皆様からいただいた御意見に基づき、各採択地区における教科書採択について、県教育委員会として の適切な指導、助言及び援助を行ってまいります。
- ・ 次回選定審議会は、5月23日(火)の午前10時に開催いたします。内容は、「小学校用教科書」 の調査研究結果の報告と、特別支援学校で使用する「一般図書選定資料」についてです。
- ・ 8月31日までは会議の内容等は非公開であることに御留意ください。